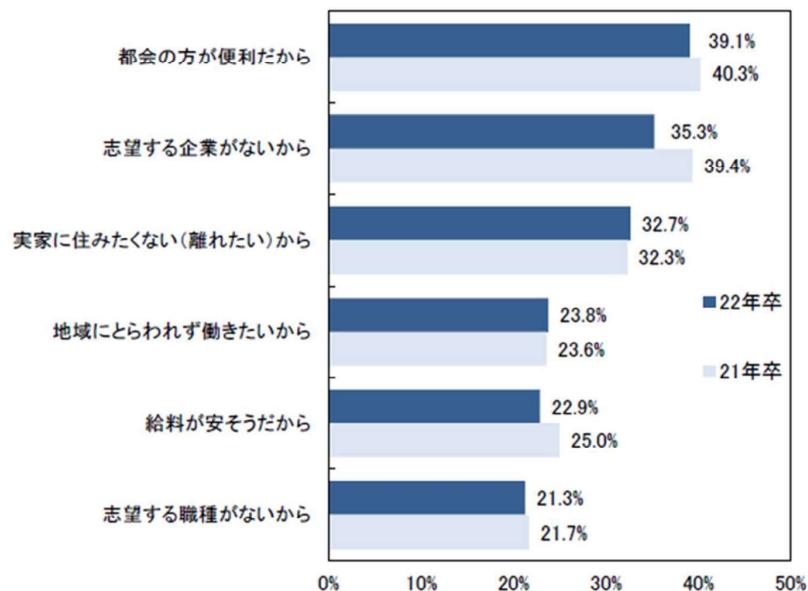


地元(Uターン含む)就職を希望しない理由

地元就職を「希望しない」「(どちらかといえば)希望しない」と答えた大学生のうち、地元就職を希望しない理由の上位は「都会の方が便利だから」「志望する企業がないから」等である。

【地元(Uターン含む)就職を希望しない理由 (上位6位抜粋)】



(出典)株式会社マイナビ「マイナビ 2022年卒 大学生 Uターン・地元就職に関する調査」(2021年5月)

59

大学の連携等の推進

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ（平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会））

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日（予定）
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日（予定）

61

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント）

令和2年10月30日公表

【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

（※）ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。
 - 地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界。
- IT技術等の進化により、地域においてデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図っていくことが不可欠。

大学等にとっては、地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した課題解決や域内への若者の定着促進、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続

産業界にとっては、自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化、魅力的な雇用の維持・増加

地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート、事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等

地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

（※）ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学率等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項（例）

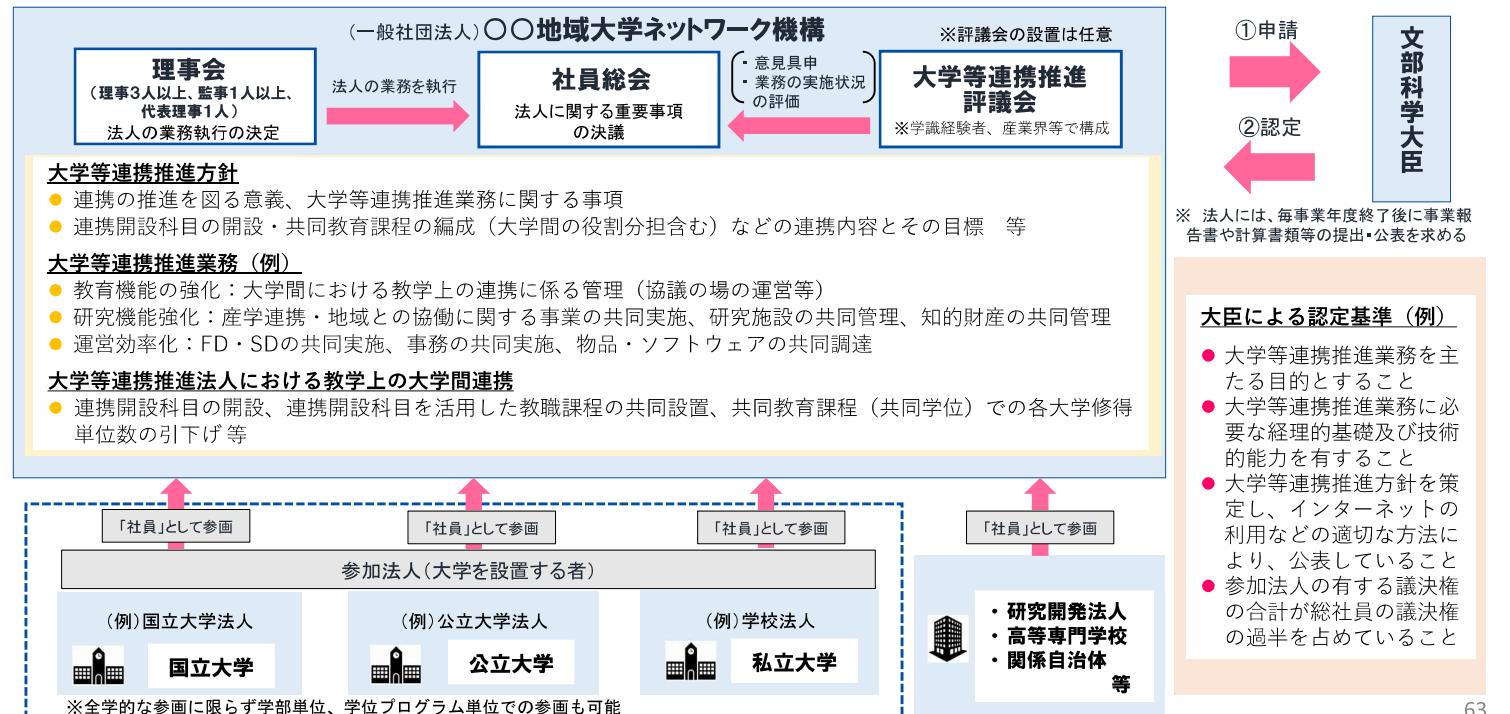
- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受け入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

大学等連携推進法人について

(令和3年2月26日公布・施行)

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



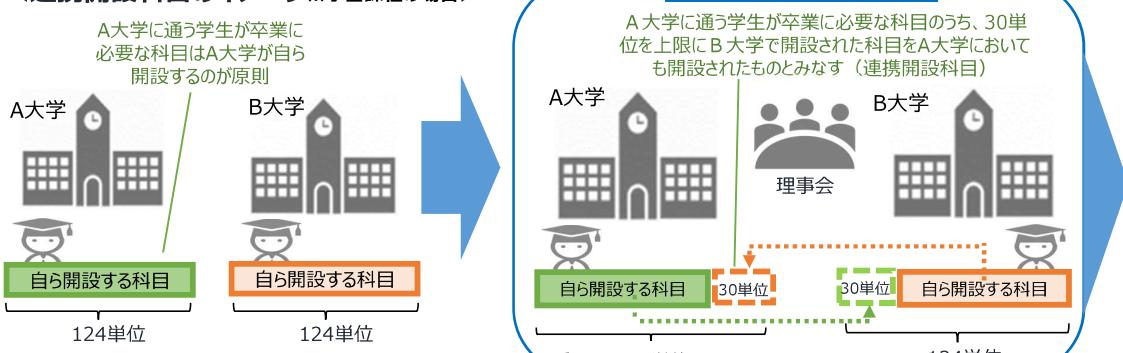
63

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満した複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

＜連携開設科目のイメージ＞※学士課程の場合



＜得られる成果＞

①各大学の強みや特色を生かして、
・充実した教育プログラムの提供
・弱点分野の相互補完
・地域が求める人材等を連携して育成

②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
・きめ細かな指導や少人数教育の実施

⇒例えば、地域の大学が連携して数学・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

質保証の要件

- 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

64

大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



A 大学が自ら開設する科目

124単位

A 大学自ら開設する科目

64単位

(上限)60単位

●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	○	○
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	○	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



A 大学が自ら開設する科目

64単位

(上限)60単位



B 大学が開設する科目

- ・ A 大学は学生の卒業に必要な124単位分の科目を開設
- ・ 学生がB 大学で修得した単位を60単位を上限にA 大学で修得したものとみなす (A 大学の開設科目との互換)

③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



A 大学が自ら開設する科目

94単位

(上限)30単位



B 大学が開設する連携開設科目

- ・ A 大学はB 大学の連携開設科目を自ら開設した科目とみなせる
- ・ 学生は30単位を上限にB 大学が開設する連携開設科目をA 大学の卒業に必要な科目として履修し、単位を取得できる

④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



A 大学が開設する科目

62単位(最低31単位)

62単位(最低31単位)



B 大学が開設する科目

- ・ A 大学とB 大学が共同して課程を編成
- ・ 学生はA 大学、B 大学それぞれの科目を最低31単位 (大学等連携推進法人の特例を利用した場合は20単位) 履修する

東京圏とその他の地域との比較等

総生産額の推移

2015年度以降は、東京圏、その他の地域ともに緩やかな上昇傾向。



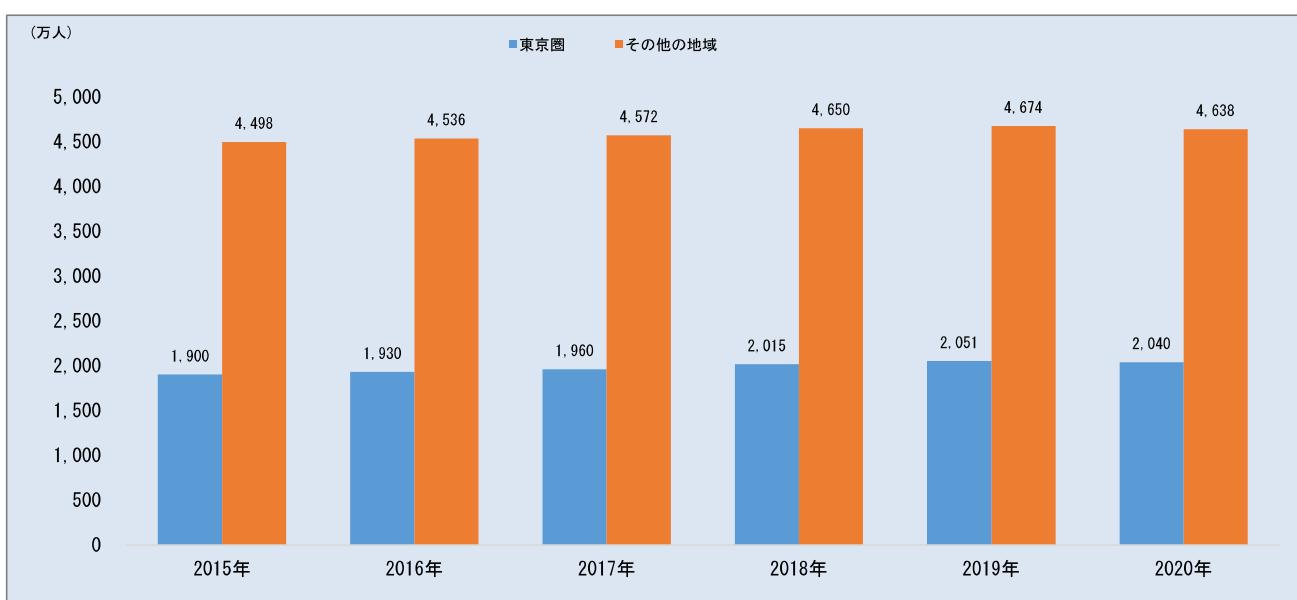
（資料）各都道府県「県民経済計算」に基づき作成。

（注） 県民経済計算は各都道府県が推計しており、全都道府県の総生産額の和は我が国の国内総生産に一致しない。

67

就業者数の推移

2015年から2020年までにかけて、就業者数は東京圏が140万人増加、
その他の地域は140万人増加。

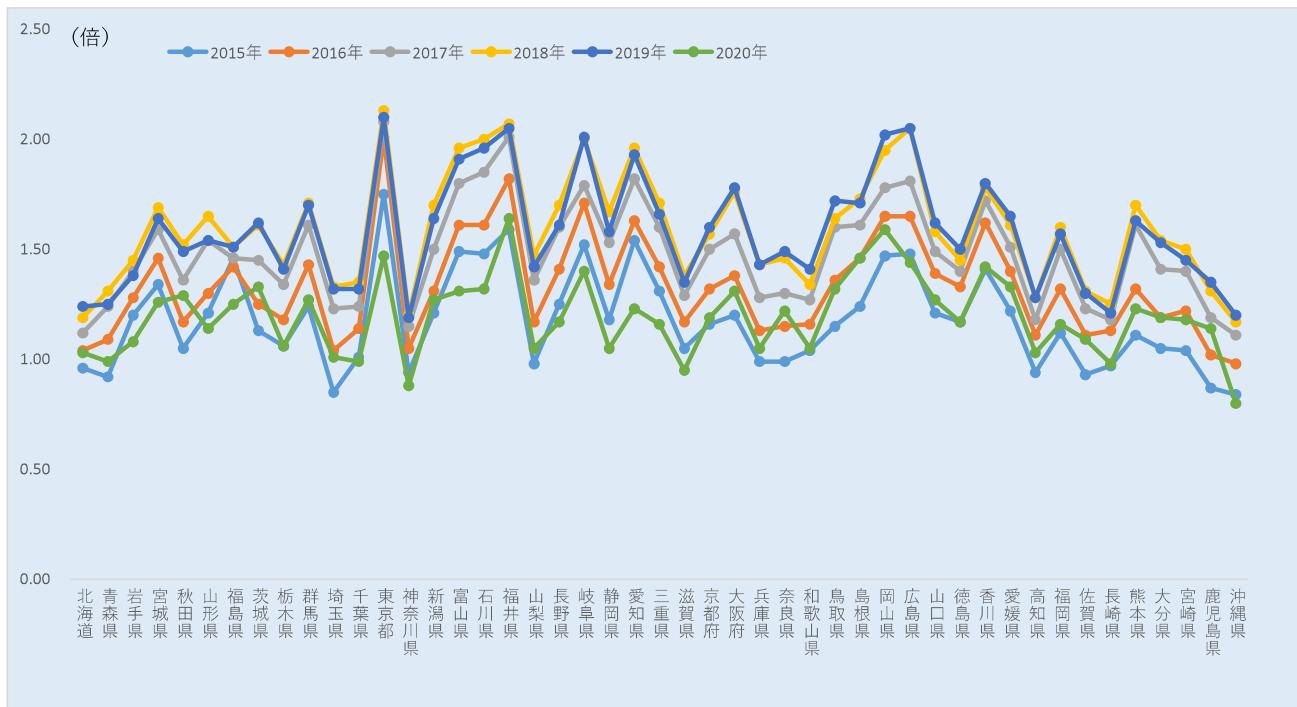


（資料）総務省「労働力調査（基本集計）」に基づき作成。

68

都道府県別の有効求人倍率(受理地別)の推移

2017年、2018年、2019年の、有効求人倍率は、全ての都道府県において1.00倍を超えている。

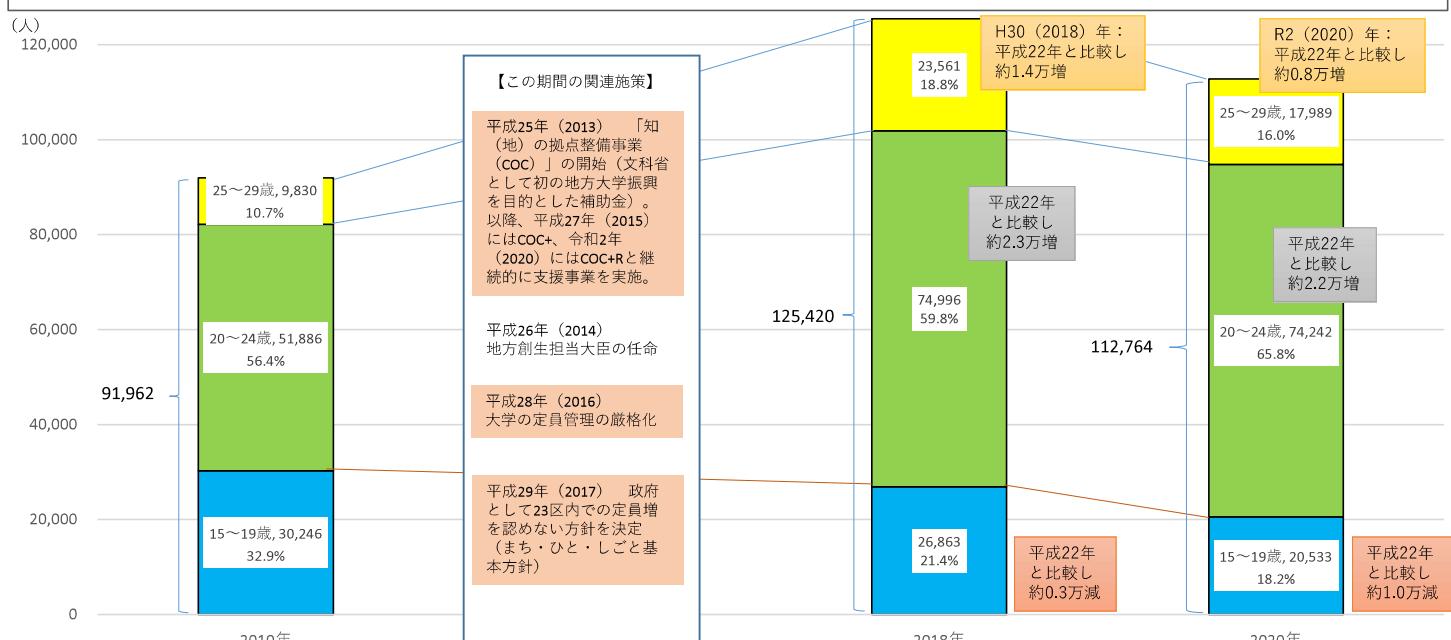


(出典)厚生労働省「職業安定業務統計」

69

東京圏(埼玉、東京、千葉、神奈川)への流入超過は15-19歳で減少、20-29歳で増加

- 東京圏への転入超過について、年齢階層別に比較すると、平成22（2010）年～平成30（2018）年の間で15-19歳の若年者の超過は約0.3万人減少している一方、20-24歳で約2.3万人増加、25-29歳で約1.4万人増加している。
- また、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響で流入超過が全体に縮小しているが、平成22（2010）年と比較すると、15-19歳の若年者の超過は約1.0万人減少している一方、20-24歳で約2.2万人増加、25-29歳で約0.8万人増加している。
- これらの状況から、近年の流入超過に与える影響は、大学進学（18歳が中心）の影響が減少する一方で、大卒・院卒の就職（22歳、24歳が中心）等の影響が強まっていると考えられる。

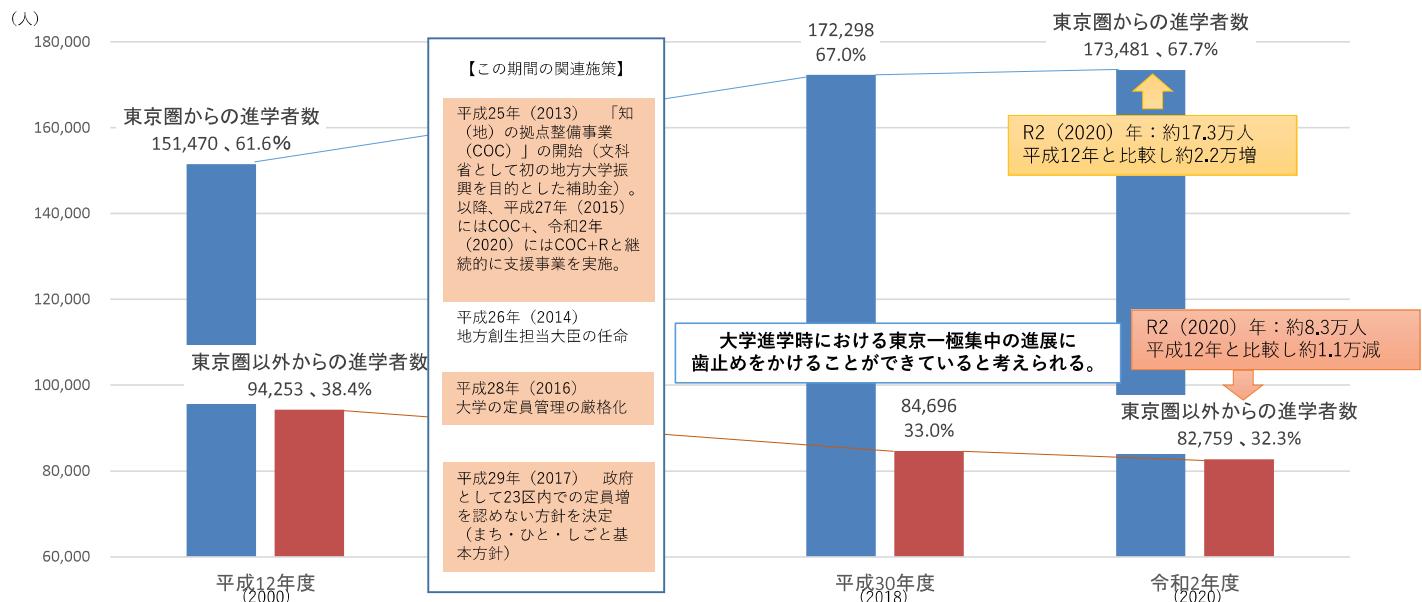


※総務省「住民基本台帳人口移動報告」より文部科学省作成

70

東京圏(埼玉、東京、千葉、神奈川)の大学への東京圏以外からの進学者は減少傾向

- 東京圏の大学への進学者数について平成12（2000）年度、平成30（2018）年度、令和2（2020）年度で比較すると、一貫して、東京圏から進学する者の数、割合共に増加している。（進学者の61.6%（2000）→67.7%（2020））
○逆に東京圏以外からの進学者数と割合は、この間一貫して減少。（進学者の38.4%（2000）→32.3%（2020））



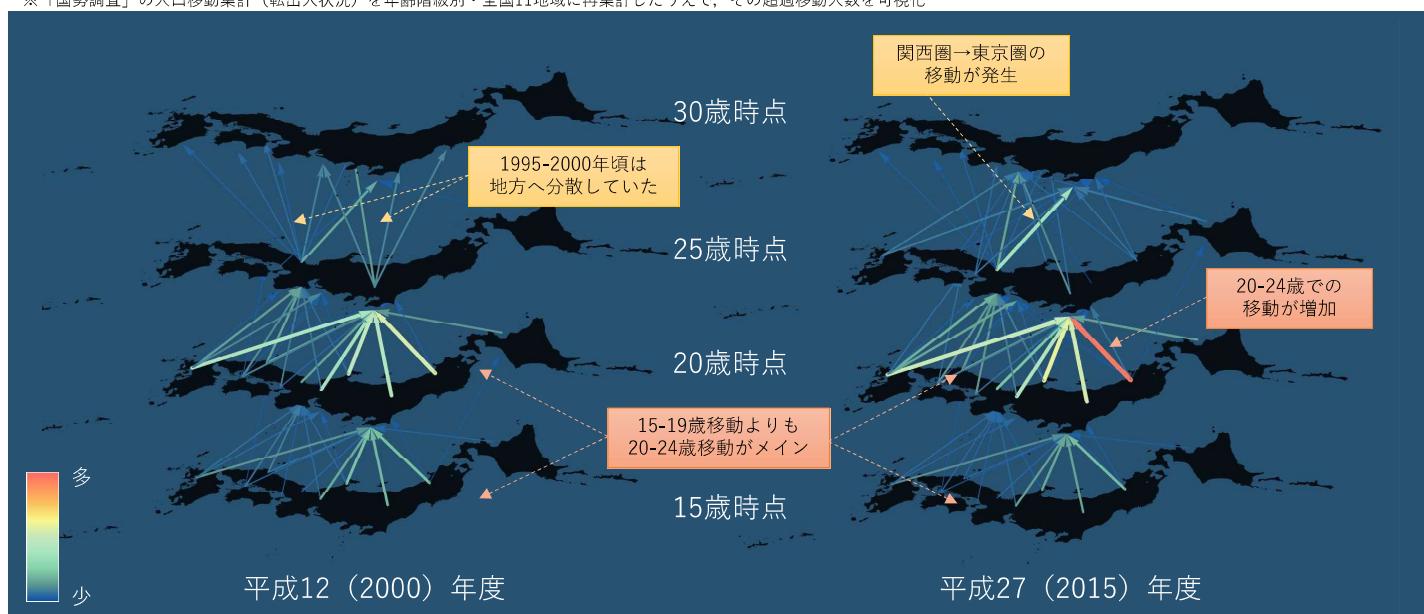
※文部科学省「学校基本統計」出身高校の所在地県別入学者数より作成。
※東京圏＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県として集計。

71

移動超過人数に着目した15歳から30歳までの5年間隔での移住傾向

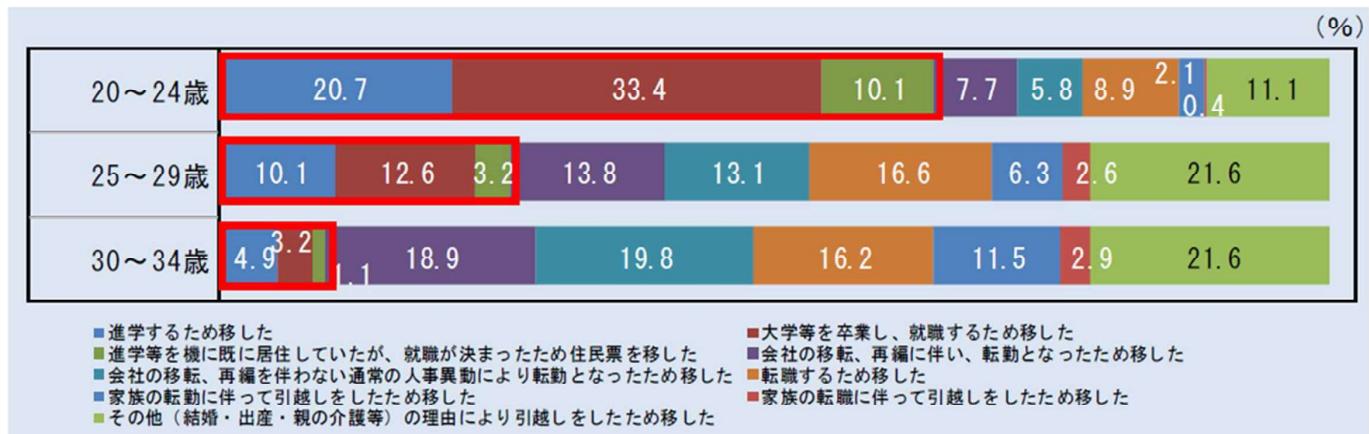
- 国勢調査による、都道府県をまたがる移動（5ヶ年分）の超過人数について、平成12（2000）年度と平成27（2015）年度とを比較
○どちらの年度についても主たる移動は20-24歳時に発生しており、かつ、その傾向は2015年度のほうが顕著
○25-29歳移動に着目すると、2000年時は地方分散の移動傾向がみられるのに対し、2015年時は関西圏→東京圏への移動傾向に変化
○したがって、2000年以後における東京集中は、主として20歳以降の移動傾向が変化した結果であることが推察される

※「国勢調査」の人口移動集計（転出入状況）を年齢階級別・全国11地域に再集計したうえで、その超過移動人数を可視化



72

地方圏から東京圏への移動理由

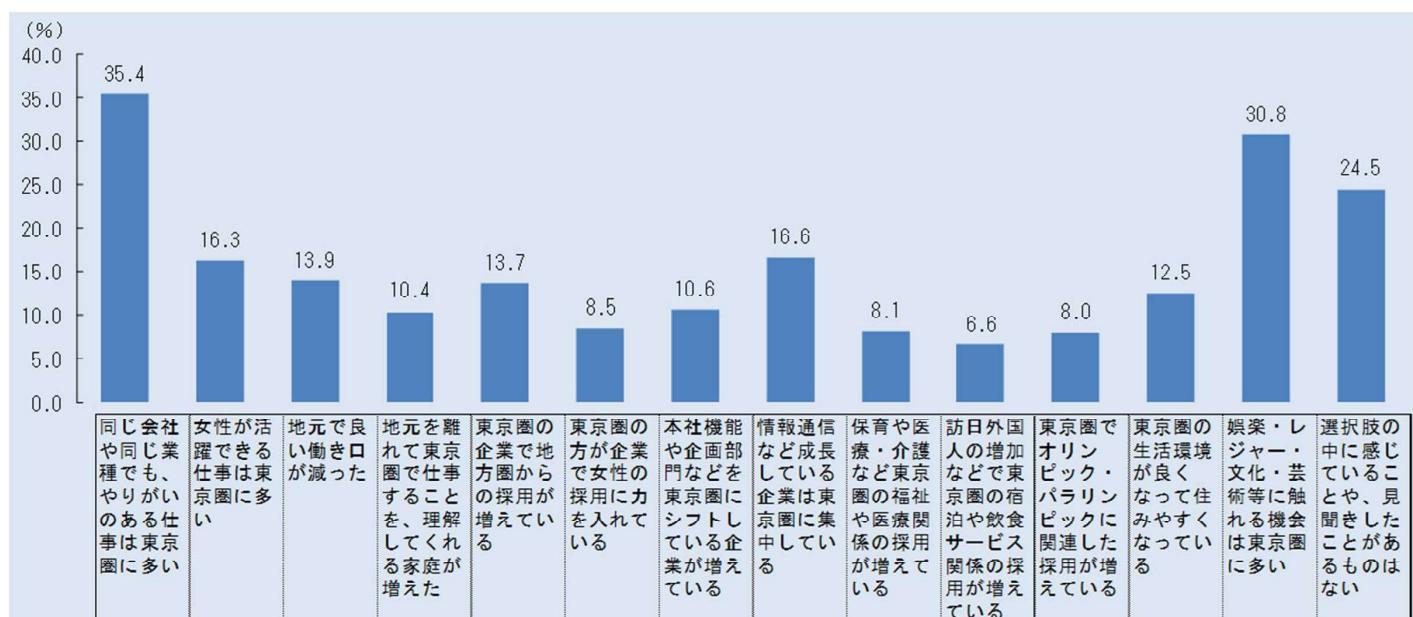


(出典)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「若年層における東京圏・地方圏移動に関する意識調査」(2019年4~5月)

73

東京圏について感じていることや見聞きしたことがあること(複数回答)

(地方圏から東京圏への移動者、20~34歳)

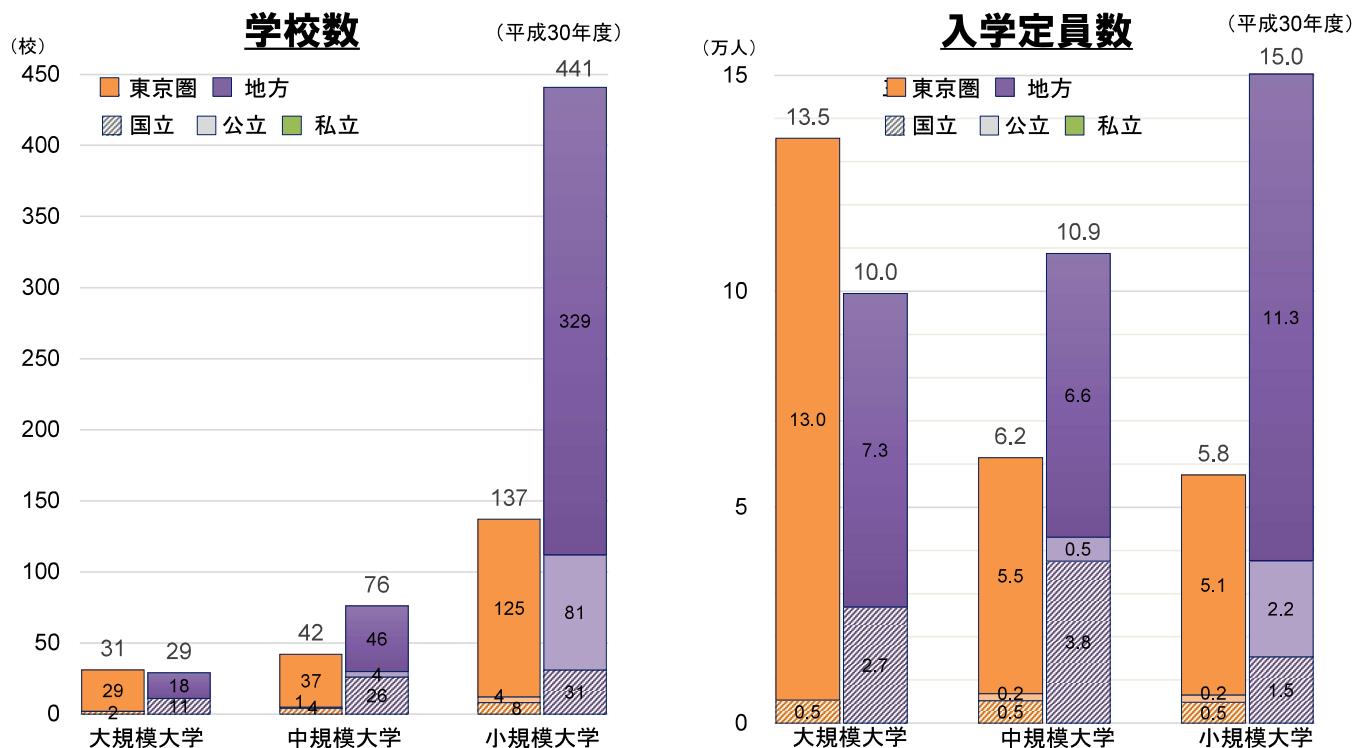


(出典)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「若年層における東京圏・地方圏移動に関する意識調査」(2019年4~5月)

74

規模別・所在地域別の学校数及び入学定員数

- 東京圏と比べ、地方における大・中規模大学の数は少なく、小規模大学が大半を占めている。
- 地方では小規模大学ほど入学定員数が多く、東京圏では大規模大学ほど入学定員が多い。



※大規模大学：入学定員が2,000人以上の大学、中規模大学：入学定員が1,000人～1,999人の大学、小規模大学：入学定員が999人以下の大学

※東京圏：東京、神奈川、千葉、埼玉

※地方：東京圏以外の道府県

【出典】文部科学省調べ

その他

令和3年度予算における地方創生予算等の体系

総合戦略を踏まえた政府全体の施策	1兆 2,356億円
【基本目標】	
1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	1,655億円
2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	414億円
3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	3,714億円
4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	4,133億円
【横断的な目標】	
1 多様な人材の活躍を推進する	197億円
2 新しい時代の流れを力にする	1,244億円
【政策パッケージ全般】	
地方創生推進交付金	1,000億円
まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）	1兆円
上記のうち内閣官房・内閣府（地方創生部局）※[] 内は令和2年度当初予算額	
地方創生推進交付金	1,000億円【1,000億円】
地方へのひとの流れの強化	28.9億円【28.6億円】
地方のしごとづくりと担い手の展開・支援	7.6億円【7.2億円】
地方を支えるまちづくり	16.5億円【16.4億円】
合計	1,053億円【1,052億円】
特定地域づくり事業の推進	5.0億円【5.0億円】
再計	1,058億円【1,057億円】

(出典)まち・ひと・しごと創生本部ホームページ(https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/0405_r3tousyo_chihoyosan.pdf)

77

令和3年度 地方創生予算(主な事業)

【基本目標① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする】

(億円)

担当府省庁	事業名	金額
内閣府	企業人材等の地域展開促進事業	1.2
	地域の担い手展開推進事業	0.4
総務省	地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト、分散型エコ系インフラプロジェクト）	7.0
外務省	地域の魅力海外発信支援事業	0.3
文部科学省	地域イノベーション・エコシステム形成プログラム	30.2
厚生労働省	新卒応援ハローワーク等における支援に必要な経費	101.0
	若年者地域連携事業	12.3
	地域雇用活性化推進事業	14.2
	地方就職希望者活性化事業	6.2
	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	17.5
	地域活性化雇用創造プロジェクト	102.7
	中途採用等支援助成金（UIJターンコース）	1.7
農林水産省	農業人材力強化総合支援事業	205.0
経済産業省	ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	10.4
	「共創型」サービス・IT連携支援事業	5.0
	地域未来デジタル・人材投資促進事業	11.7
	現地進出支援強化事業	12.2

(注)事業の内容・対象等については各事業で異なることから、全ての事業が活用できるとは限らない。

(出典)まち・ひと・しごと創生本部ホームページ(https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/0405_r3tousyo_chihoyosan.pdf)を基に作成

78

令和3年度 地方創生予算(主な事業)

【基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる】

(億円)

担当府省庁	事業名	金額
内閣府	地方大学・地域産業創生交付金	22.5
	地方創生インターンシップ推進事業	0.2
	地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業	0.2
	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）普及促進事業	0.4
総務省	地域おこし協力隊の推進に要する経費	1.5
	ふるさとワーキングホリデー推進事業	0.3
文部科学省	専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト	2.7
	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2.3
	地域との協働による高等学校教育改革推進事業	2.2
	地域と学校の連携・協働体制構築事業	67.6

【横断的な目標①② 多様な人材の活躍を推進する／新しい時代の流れを力にする】

内閣府	地方創生に向けたSDGs推進事業	5.0
総務省	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	60.0
文部科学省	留学生就職促進プログラム	3.7
厚生労働省	外国人の就職促進のための総合的支援の推進	10.7

(注)事業の内容・対象等については各事業で異なることから、全ての事業が活用できるとは限らない。

(出典)まち・ひと・しごと創生本部ホームページ(https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/0405_r3tousyo_chihoyosan.pdf)を基に作成

79